

## 徳島県こどもの「家庭と学び」のサポート事業実施要領

### 1. 事業の目的

本事業は、貧困世帯のこどもが大人になって再び貧困に陥る、いわゆる「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護家庭をはじめ生活困窮家庭やひとり親家庭等のこどもを対象に「学習教室」を開催するとともに、高校進学後の「中退防止対策」及び家族が抱える悩みや不安に対して、きめ細やかな相談支援を行い、こどもの学力向上や高校進学、健全育成及び家庭の生活改善を図ることを目的とし、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第6条第1項第4号が規定する「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」（以下「子どもの学習支援事業」という。）を実施するものである。

### 2. 事業運営主体

徳島県（以下「県」という。）は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他県が適当と認める団体に、その運営を委託して実施する。

### 3. 事業実施体制

#### (1) 事務所の確保

本事業を実施するため、事業運営主体は徳島県内に事務所を設置する。

#### (2) 配置職員

①本事業を実施するに当たり、管理責任者及び支援コーディネーターを配置する。（兼務可）

②管理責任者は、本事業の円滑な実施を図るため、業務全体を総合的に把握し、指導員等の管理・監督・指導・調整及び関係機関との調整等を行う。

③支援コーディネーターは、家庭訪問支援のリーダーとして、関係者、関係機関との連絡・調整や業務の管理・運営を行う。

### 4. 事業の内容

本事業は概ね以下の業務を行う。

#### (1) 学習支援

受託者が開催する「学習教室」において、学校における勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、その他学力向上に資する各教科指導を行うほか、学習意欲向上への支援、高校受験対策などの学習指導を、対象者のレベルに応じた個別指導方式で実施する。

学習指導にあたっては、単なる教科の指導のみに専念するのではなく、指導員とこどもの信頼関係づくりを優先させ、気軽に会話のやり取りができる雰囲気づくりに常に心がけ、質問等をしやすい学習環境づくりに配慮すること。

また、学習意欲の増進に役立つ知識や心構え、本人の志望校についての必

要な受験情報など、学習指導以外の情報提供も進んで行っていくこと。

(居場所の提供)

日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談について親身に対応し、こどもが安心して通える場所の提供に努めること。

ア 対象生徒

県内の町村部に居住する以下の家庭のうち、保護者から利用の申込みがあった家庭の中学生の中から、県において選定するものとする。

- ① 生活保護受給家庭
- ② 生活困窮者家庭
- ③ ひとり親家庭
- ④ その他、県が必要と認める家庭

イ 支援人数

事業実施地域の各町村において、それぞれ10名程度とする。

ウ 実施場所

実施場所は任意とするが、中学生が徒歩、自転車または公共交通機関で容易かつ安全に参加できることを考慮すること。

なお、事業実施地域の各町村において、少なくとも1箇所以上確保すること。

エ 実施回数

原則として週1回以上、各回2時間程度とする。なお、夏休み及び冬休みに集中的に開催することも検討すること。

オ 学習指導員

各学習教室に、生徒の個別指導を適切に行うことができる学習指導員1名以上配置するものとする。

なお、学習指導員は次の①～③のすべてに該当する者とする。

- ① 本事業の目的を理解するとともに熱意を持って業務を適切に行うことができる者
- ② 生徒の良き理解者として進学相談等に応じることができる者
- ③ 中学相当の学習内容を個別指導する能力を有している者

カ 感染症の対策

事業実施に当たっては、感染症の拡大防止対策を徹底すること。

感染症の拡大により、学習教室の開催が困難な場合には、教室開催の中止又は内容の変更について、県と協議の上、速やかに対応すること。

(2) 相談支援

家庭の抱えている問題が、こどもの生活や学習、進路に影響を及ぼしている場合があることから、家庭の問題の軽減、解消を図るため、生徒を含めた家族に対する相談支援を実施する。また、学習教室利用者が高校進学を果たしても、その後高校を中退すると、将来において貧困に陥るリスクが懸念されることから、前年度以前に学習教室を利用した生徒のうち、高校に進学した者を対象に、中退を防止するための支援を行う。

#### ア 対象者

(1)アの対象生徒及びその家族、または前年度以前に学習教室を利用した生徒のうち、高校に進学した者及びその家族とする。

#### イ 支援内容

支援コーディネーターを配置し、対象者やその保護者、学校等に対して電話連絡や面談等の方法により、学校や家庭生活について相談を受ける。また、徳島県が別に実施する生活困窮者自立支援事業の相談支援員や福祉事務所のケースワーカー、学校教員と連携をはかり、必要に応じて生活面のアドバイスや家庭訪問等を含めた学習支援以外の支援を行う。

### 5. 留意事項

- (1) 関係機関との連携・調整を十分に行うこと。
- (2) 関係機関と個人情報を共有する場合は、対象者から事前に同意を得ておこなうなど、個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、適切な手続きを踏まえるとともに、守秘義務を厳守すること。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年3月15日から施行する。
- 2 はばたき学習ステップアップ事業実施要領は廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成29年3月14日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年3月18日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年5月21日から施行する。